沼津市議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	沼津市議会事務局
任命権者	沼津市議会議長
計画期間	令和７年４月１日～令和 12 年３月 31 日（５年間）
沼津市議会事務局における障害者雇用に関する課題	沼津市議会事務局では、障がい者一人ひとりがその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる職場づくりを進めるとともに、勤務する全ての職員が障がいに対して理解を深めていくため、「沼津市議会事務局障害者活躍推進計画」を策定する。
目標	
① 採用に関する目標	配属された障がい者がその特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、業務の割り振りを行う。 （評価方法）障がい者が配属された場合、その能力に応じた職務がマッチングされているかを人事評価により確認する。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）障がい者が配属された場合、人事評価により業務の更なる細分化・割り振りが必要と判断された場合は柔軟に対応し、障がい者が働きやすい職場とする。
取組内容	
１．障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として議会事務局次長を選任する。 ○職員に対し、障がいに関する理解の促進・啓発のための研修を機会をとらえ受講させる。 ○障害者雇用推進者は、障がい者である職員の相談窓口となり、適切な支援や配慮を講じる。
２．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○局内での事務分担表をもとに、既存業務の切出し等を行い、職務整理表を作成し、活用する。配置後は、本人に合った業務の割振り等、障がい者と業務の適切なマッチングに継続的に配慮する。
３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○テレワークやフレックスタイム制度といった働き方や短時間労働等就業に関する希望があった場合には、配慮する。 ○時間単位の年次休暇や特別休暇などの各種休暇の利用に配慮する。 ○時間外勤務について、体調管理等を理由として不可能との申し出があった場合には配慮を行う。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○毎年度策定している「沼津市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の目標達成を目指す。